

327
713

大學不兒科糺彈正議
渡辺光風著



始



327-713



小兒科糾彈正議

著者寄贈

大正
4. 5. 31
寄贈

人ハ大學ナルガ故ニ默シテ止マン。予ハ大學ナルガ故ニ進ンデ戰フ。螻螂ノ斧ト誹ル者ハ誹レ。螻螂ノ斧ト雖モ、向クルハ、尙向ケザルニ勝レリ。然レドモ予ハ爾ク自信ナキ者ニアラズ。議スル所一々根柢アリ。豈空言ヲ弄センヤ。

以テ官醫ノ弊竇ヲ一掃スルヲ得バ、予ガ望ハ則チ足ラシ。予ハ彼等ガ爲ニ大ナル犠牲ヲ拂ヒタリ。而シテ又實ニ堪ヘ難キ悲痛ヲ味ヘリ。

五
18.2.4
圖書

大學小兒科糺彈正議

醫家神ニ非ズ。當然ノ死ニ人爲ノ生ヲ繫ゲト責ムルハ酷也。然レドモ既然ノ生ヲ護ルニ毫釐ノ遺漏アルヲ許サズ。況ンヤ絶對ニ殺ノ權能アルコトナシ。吾等ガ筆ニハ生殺自由ノ天與アリ。天下國家ノ事、時ニ或ハ此一管ニ依リテ左右セラル。寄語ス……大學在任ノ新舊官醫及諸從員自覺以テ其本分ヲ全クセヨ。予ハ形而上ニ於テ少クトモ卿等ヲ甦ラシムル一ノ仁醫也。

渡邊光風述

東京帝國大學醫科大學附屬醫院小兒科の甚だしき缺陷を指摘し同科所管者の責任ある辯明を求む



拙者は大正四年四月二十九日拙者の嗣子渡邊進(三年三箇月)を小兒科に入院治療を託したり。當時の症狀は徐々に恢復を計るべき慢性的の疾患にして、格別差迫りたる徵候ありしにあらず。元氣營養も亦佳良の方なりき。然るに早くも入院第四日目に於て、俄然悲むべき死の轉歸を取るに至れり。此の死は全く逆死なりき。醫員の誤診、粗漏、怠慢、看護婦の不熱誠、附添婦の冷酷は遂に此の逆死を招き、自由を奪はれたる拙者等父母亦施すに術なく、可憐なる患兒をして輾轉悶絶せしむるに及べり。

拙者は拙者自身の子を批判するの地位にあらず。然れども他の眼に映じたる患兒は、知識階級に於て遙に一般の小兒に超越したるものありしが如く、都鄙數多の新紙亦生前此の兒を傳ふるに、神童乃至靈童の稱を以てしたる事實を有す。而して眞摯なる専門學者等より會見の申込を受くること數次、病中未だ其の約を果さざるものも多かりき。儘よ、世評の何かは知らず、唯此の頑是なき三歳兒が、日常の言動行爲、頗る凡を抜き、吾等を畏怖せしむるものありしは、人と共に夙に之を認むる所なり。故に拙者等父母は此の兒を見るに、單に吾が子としてのみの私愛を以てするに止まらず、自ら或る種の重き公的義務を感ぜざるを得ざりき。家人の總ても亦全心全力を擧げて、之が大成を期すべく一致し、其の生れながらの性情と、身體との保護に至りては、恐らく一毫の缺くる所なかりしを信ず。

患兒嘗て氣管支肺炎に罹るや、自宅の療養手當病室の設備殆ど遺憾なきを期したり。夫れが爲一時甚だ危殆なりし症狀も、忽ちにして消散し、其の後再發の場合も、機宜に適せる處置を執れる結果、同様確實の奏功を收め得たり。

斯くの如くにして尙其の至らざるものあらんかを虞れ、拙者は更に夫れ以上の萬全を期待せん爲、四月二十九日、肺炎後の慢性的餘症を残せる患兒をして、小兒科に入院託療することに決せり。然るに事全く豫想に反し、自宅の設備、手當、看護人員の配置、器具の運用と、同科の夫れと比較し、著しき徑庭

あるを發見せり。醫道の智識全然缺如せる者にありては知らず、多少の醫眼を有する拙者等より見るときは、同科の冷淡、粗漏、不行届、不設備(設備ありて運用せざるものも多々)は實に言語に絶し、入院初日に於て早くも不安の念を起さざるを得ざりき。永く斯る所に留まるの詮なきを覺れり。併しながら尙幾分醫長弘田博士の診断を期待する未練心より、淋しき一日を送れり。翌日博士の診察あり、此の日は固より豫備診察の如きものにして、拙者等の期待に副ふものにてはあらざりき。勿論新なる投薬も手當もなかりき。博士診察に際し、此の數へ年四つの者に對し、母乳を與へよと云はる。母乳は二年前に廢せる旨を答ふれば、母乳出てぬが故かと訝からる。此の一語今日の進歩したる醫道より見れば、既に常軌を逸すること甚だしく、此の隔世的言辭を初耳にしたる拙者等の失望落膽は譬ふるに物なかりき。然れども翌日は又同博士の正式の診断ありとのことに、尙之に望を繋ぎ、患兒と患兒の母とを宥め賺かして、更に一日を此處に踏止まれり。患兒稍變兆を呈し來る。愈々同博士の回診あり、母乳に關して前日同様の問答を交はさる。慎重の診査は之を多とせざるにあらざるも、思想は遠き過去にあり、療法亦過去を脱せざるものなきかを懸念せり。先入主は容易に去り難きものなるかを疑懼せり。不安の念は益々層重せり。さりながら此の診察を機とし、從來の處方療法の必ず一變せらるべきことを信ぜざるを得ざりき。然るに這は全く空頼みに歸したんぬ。事實は唯博士が診察し、幾多扈從の助手(見習醫)に何事をか口授した

るに過ぎず。處方手當に至りては經驗乏しき助手に一任して、深く注意する所なきが如く、入院當初に投與されたる醋酸劑の殘餘を其の儘持重するの外、何等の事に寄與するものなかりき。絶望絶望斯かる簡單なる内用薬のみを以てして、此の重態に陥りたる疾患を醫し得べけんや。寧ろ斷然患兒を拉して退去するに如かずと決心せる際、果然體温は八度三分に昇り、竟に躊躇の折柄、患兒は入院當時の元氣全く失せ、營養未だ衰へざるに、僅々四日目にして逆死するの不幸に遭遇せり。

死後一切の雜念を避けて、専心佛事を營み、滯り無く初七日の忌辰を修了したるを以て、茲に別紙の通り、患兒が在院中の顛末を縷陳し、同科所管者の責任ある辯明を求むる所あらんと欲す。是れ人の親として當然盡すべき職責にして、又後來同様の轍を防ぐの道たるべきを信ずるが故なり。願くば貴官の公平なる御取計ひを以て、之を當該責任者に移牒せられんことを。頓首再拜。

東京下澁谷千八百三十二番地
 故渡邊進父 渡邊光風 印

東京帝國大學醫科大學長
 醫學博士 青山胤通 殿

入院顛末及質問要旨

- 一 渡邊進 三年三箇月(私費患者)
- 一 大正四年四月廿九日入院
- 一 同 五月三日死亡退院
- 一 扁桃腺腫、心臟疾患、腹部腫瘍、兼、肺炎

(死亡診斷書ニ記載セラレタル病名。但、後ニ診斷學上ノ問議アリ)



死(身)體 去長量 四參四 日尺四 前の參 渡寸百 邊五分 (進餘)

一、入院顛末

抑々兒が入院當時の主症とも看做すべきものは、^{〇〇〇〇}心臟肥大^{〇〇〇〇}。此の事は特に詳細に注意したるにかゝり、^{〇〇〇〇}瓣膜^{〇〇〇〇}、^{〇〇〇〇}内膜^{〇〇〇〇}、實質等に特殊の疾患として明示すべき徵候も炎症もなく、^{〇〇〇〇}脈搏は常に百十至より百二十至を算し、^{〇〇〇〇}而も整調にして、張力も亦微弱ならざりき。(此の年齢の脈搏は普通百〇五至を平均數とす)

本症は氣管支肺炎後に呼吸其の他の關係より續發したる慢性的の一徵候にして、^{〇〇〇〇}先天的のものにあらず。^{〇〇〇〇}爾餘の疾病は、扁桃腺腫、^{〇〇〇〇}肝臟及脾臟の肥大(脾は漸次收縮しつゝあり)なるも、扁桃腺腫後發の外、^{〇〇〇〇}肝

脾の肥大は先天的に存し、孰れも致命症状にあらず。(此の原因探究も、扁桃腺腫切除も入院の一要件たりき)又腹部に硬結を存せるも、這是生後間もなく腹膜炎に罹り、全癒せる痕跡なり。

而して肺の一小部分に極僅微の「ラッセル」を存せしも、這是殆ど常習的に持續し、自宅の療養に由り、格別擴大もせず、寧ろ漸次輕快の域に進みつゝありて、肺炎と稱すべき程度のものにあらずりき。是れ入院前及入院當時常に平熱なりしを以て見るも、明白の事實なり。(ツベルクリン反應試験にて結核にあらずることも亦明白)孰れにしても入院の際は言語意識明晰、歩行動作自由にして、僅か四日にして斃るべき症候は、當時に於て毫も認めず、醫員自らすら其の長引くべきを言明せる程なりき。

而して當時の投薬は利尿を目的としたる醋酸劑なりき。(實芝劑の要なりしか)手當としては入院當日より四日目の死に至るまで心臓部に絶えず氷罨法を施されたり。此の氷罨法も甚だ無謀にして、前後の症状を參酌せざる結果、却つて心力の衰弱を早からしめ、遂に血行上に著しき障礙を與へたり。

兎も角入院當日の患兒は、血色も鮮かにして、元氣も佳良、排尿多量、夜の睡眠も亦安穩なりき。

第二日目、弘田博士豫備診察、投薬氷罨法前日の如し。患兒は此の日尙元氣を失はず、繪草紙拭弄ぶ。

第三日目、拂曉より病室の寒氣甚だしく、拙者等健康體も尙堪へ難き程なりき。然るに醫院として當然施さるべからざる温濕調節の設備もなせず、スチームはあれど、蒸氣を通さず、自家にありては斯か

る場合には臨機防寒保温の装置をなし來れるに反し、入院早々呼吸器障害者に最も恐るべき寒氣の暴威を逞うせしめし爲、忽ち肺炎症状を呈するに至れり。元氣又甚だしく衰ふ。然れども醫員は此の日之を言明せず、又肺炎に對する何等適當の處置方法(吸入、濕布、人工暖房、強心療法等)をも施さんとはせざりき。(肺炎は、溫度、濕度の如何に由りて、生死の岐るゝ程氣候に大關係ある疾病なり)

此の日午後弘田博士の回診あり、投薬手當に就ては何等特別に寄與さることなかりき。主任醫も博士回診後、此の重患者を其の儘手も觸れずして醫院を退出せり。(昨日と今日の容態を比較の要あらんに)翌四日目も前日同様の寒氣なりき。而も依然としてスチームも焚かず、其の他の處置も施されざりき。前日及此の日の曉方の寒氣は、冬季の氣候にも比すべく、東京近郊に於ける南瓜、胡瓜の苗等の悉く枯死せる事實に見るも、其の寒冷の度を測知するに難からず。

午前十時頃、脈搏微弱の傾きあるを以て、宿直醫に檢診せしめたるに、深くも考へず赤酒を投與せり。午後二時主任醫の回診あり、初めて肺炎の擴大を告ぐ。拙者は餘りに其の處置の緩慢なるに驚けり。斯くの如くんば前日の朝頃より、強心的療法としてデガールン乃至カンブル注射を持續し、且つ芥子濕布、吸入等をなすの必要ありしならんに、時既に三十餘時間を遅れたり。肺炎の三十餘時間は、普通病の七日にも十日にも、將た二十日にも匹敵すべし。茲に拙者は醫員に對し、先づ芥子濕布を要求せり。而し

て又吸入を要求せり。醫員は此の要求を容れて、直ちに之を實行したるも、憾むらくは最早其の効果を
見るの時期にあらざりき。

尙昨朝より便通なく、腹部の膨滿を認めたるを以て、灌腸を要求したるに、灌腸は無効なりとの理由を
以て、之を容れざりき。灌腸は事實に於て即効を呈す。之を無効なりとするは、恐らく大學醫院中、小
兒科に於てのみの主張？にして、一般の定説にはあらざらん。殊に小兒の呼吸器疾患にありては、絶え
ず便通を佳良にし、腹部、胃部の膨滿を防ぎ、呼吸の緩和を計るの要あるべきこと論なし。

夜にかけて病勢益々險惡なり。午後十一時五十五分、脈搏微弱の故を以て宿直醫に檢診を請ふ。宿直醫
曰く、「脈搏は可なり」と、拙者曰く、「脈搏可なれば尙幸なり。然れども肺炎は心臟の衰弱を未然に防ぐを
以て第一とす。願くば此の際、デガール注射を行ひ、今後朝夕デガール注射及カンブル注射を交互に行
はれたし」。宿直醫は此の要求を容れて、即時デガール注射一筒を試みたり。而して曰く、「脈搏は可な
り。決して危険の状態にあらず、只此の際貴下の要求に依りて安心の爲に、之を行へるのみ、請ふ之を
諒せよ。若し夫れ療法としての持續は、更に明日主任醫と協議せられよ」と。

然るに何を圖らん、此の注射後僅に數十分にして悲むべき死の轉歸を取るに至らんとは。

而して死に至るまでの症狀中には、酒精の急性中毒をも併有せるものゝ如かりき。是れ醫員及看護婦が、

稍狼狽の形にて、デガール注射當時、赤酒各一盞、合せて二盞を投與せる結果なるや明かなり。

二、質問要旨

- (1) 死亡診断書に「心臟疾患」とあるは、概括的稱呼にして、心臟の何病なりやを知り難し。明示を乞ふ。
- (2) 同上「腹部腫瘍」とあるは、如何なる診定法を以て之を明白になし得たりや。何等の疼痛もなく、
外部に變化も見ず、便の上に異常も認めず、局部穿刺も行はず、エックス光線を使用したこともな
く、單に觸診のみを以て之を判知し得たりとせば、奇々怪々の極と云はざるを得ず。或は肝脾の肥大
に對し、斯かる稱呼を附したりとせんか、并は實に非醫學的の甚だしきものにあらずや。敢て明示を
乞ふ。但、腹部中央の硬結は、三年前の腹膜炎治癒の痕跡にして、現在疾病と稱すべきものにあらざ
ることは前にも云へり。

(3) 肺炎發病早々、何故に強心及消炎療法として、内外より適當の處置を施さざりしや。肺炎が醋酸劑、
赤酒の如き單純なる内用藥のみに依つて醫し得らるゝものと心得らるゝや。

(4) 吸入、注射、其の他の手當、及消化障害に對するペプシン投與に至るまで、悉く其の局に非ざる拙
者の要求に基きて行ひ、人命を預かる醫院として、自ら進んで必要とする何等の處置をもなさざりし

は、怠慢の甚だしきものにあらずや。又醫院としての權威の存在を認め難きにあらずや。

「列施布篤」の記載事項中、醫院自らがなしたる跡を迎れば、極めて貧弱なるものならん。

曰く醋酸劑、赤酒、氷巻法唯此の三に過ぎず。(而も赤酒、氷巻法は孰れも失法) 其の他の適當とする處方手當は悉く患者側の督促的入智恵に依りて、他働的に行はれたるものなり。

(5) 赤酒は姑息的強心の目的を以て投じたるものならんも、患兒が能くアルコール分に堪ふる性質なりや、否やを究めざるは不都合なり。子を知るは親に如かず、子に對しては如何なる親も名醫たり。親を素人扱ひにし、冷然之を輕視するは、小兒科醫としての資格中、其の第一要件を缺くものなり。

患兒未だ二歳の時母が赤酒一盞を飲用し、程經て授乳したるに、急性酒精中毒を發したる實例あり。本來患兒は、酒精分に對し、極めて抵抗力弱き體質なり。従つて赤酒の投與は却つて急激に心力を過勞し、聽て之を衰弱せしむる原因となるは當然の結果なり。興奮劑の名の下に、小兒に漫然酒精分を與ふるは、一利なくして百害を醸すことあり。實際に疎きノト宗の庸醫往々此の誤りをなす。醫員は果して此の點に考へ及びたりや否や。

患兒の死を招きたる原因の一としては、酒精分の投與も亦之を數へ擧げざるを得ず。

(6) 心部の氷巻法持續も、患兒の場合の如く、チアノイセを呈し易き症候あるものには、心力を弱から

しむるの危険あり、寧ろ溫巻法溫濕布の安全なる方法を取るの勝れるにあらずや。

心臟の搏動稍多かりしとするも、脚氣腎臟炎等に来る心悸亢進と同一視すべき性質のものにあらず。

(7) 醫員は灌腸の無効を云爲し之を行ふを肯ぜざりしも、患兒臨終の際、硬固の糞塊を幾個も排出したるに徴すれば、便秘は明かなる事實にして、疾くに灌腸の必要ありしにあらずや。殊に心臟の肥大、呼吸器の疾患等にありては、腹部胃部の膨滿を防ぐは、病苦を減ずるの最良方法にあらずや。無効とは何が故に之を斷言し得らるや。

(8) 小兒科助手出身の開業醫は、悉く肺炎に灌腸濕布吸入等の必要を説き、且つ之を厲行す。獨り現在小兒科に勤務するものゝみ之を否認するは、如何なる理由に基くや。

或者は曰く、灌腸濕布等を厭ふは手数を要するが爲なりと。又或者は曰く、小兒科の權威者灌腸濕布等を好まず、故に醫員の多くは、實際上其の利あるを知るも、之を恐れて實行し得ざるなりと。

(9) 小兒科關係の諸醫員、呼吸器患者ある病家に臨んでは、先づ第一に暖房裝置の必要を説きながら、醫院の病室内に於ける溫度の如何に至りては、毫も之を顧慮する所なし。是れ自己の職責を忘れたる矛盾の行爲にあらずや。殊に呼吸器を侵され易き素質ある者は、五月一日二日の拂曉及夜間の如き不順の寒氣に觸るれば、必ず發病すべきは自明の理なり。醫員諸氏の如く、厚褥に臥せる者は、或は之を知

らざりしならんも、拙者等の如き、徹宵看護に従へる者は、實に堪へ難き寒氣を覺えたり。況んや病
患ある者に於てをや。

(10) 危篤に瀕するも醫員看護婦等、兎角遁げ足にて、十分時と病室に留りて其の経過を見んとはせず、
附添婦亦平然褥中に在りて何等の助けをなさず、冷酷無情宛も生地獄にあるの想あらしめ、兒を此
の場に伴ひたる親の不明、不覺を患兒の前に陳謝せざるを得ざらしめき。醫院の諸關係者は如何なる
場合にも、斯かる處置に出て、人の親たるものに堪へ難き慘劇を味はしむるか。

(11) 午後八時以後、火なく、呑湯なく、同九時には宿直醫、看護婦、附添、小使、其の他全員悉く眠に
就き、危急の場合幾たびベルを押して合圖をなすも、看護婦頓と出て來らず、附添婦亦容易に命に従
はず、悶々死に迫れる患兒を残して、親自らが不案内の看護婦室、醫員室に幾たびか戸惑ひして、漸
く駈付くるの悲惨事を演出せり。醫院は常に斯の如き事實あるを認め居れりや。否や。

要するに患兒の死因は、醫院諸關係者の怠慢にて、肺炎に對する處置方法及其の機宜を誤れるに基くも
のと信ず。死亡診断書の如き、死因をなしたる肺炎を、殊更最後に兼字を附して掲げ特に餘症を曖昧な
る名稱を以て宛も主症の如く列記したるは、大學の威信を自ら傷くるものにあらずや。

(以上は五月十日書留郵便を以て、青山醫科大學長に提出したる申述書の副本也多少補正したる點あれど意義に於ては全く同一也。)

餘録(子を持つ親の参考に)

◎外部から見た大學醫院は、醫長(醫院にては
大先生と稱す)とか云つて、えらさうな博士が
常に詰切つてゐるやうに思はれるが、事實は
平常助手(卒業間もなき見習醫)にのみ依つて
處理され、醫長の博士は、一週に一週位、そ
れも殆どお役目的に二三分間病室に顔を出す
に過ぎない。

◎其の醫長とやらの中にも、明治十何年時分
からの考を今に改めず、つまり學問の進歩に
取残された老朽腐と云つたやうな者もある。
丸々の素人でも、三十年も四十年も聴診器を
弄び、病人を取扱つてゐれば、自然に診断上
の素養が出来るやうに、老朽醫でも診断だけ
は相應に出来ようが、療法の點に至つては、
兎角時代に後れ勝である。且、古い頭で自分
ばかりをえらい者の様に考へ、新智識ある後
進有爲の材を、何時までも小僧扱ひにし、所
謂お株で頭張らうとする傾向があるから、そ
んな人が脈を握つて呉れたからとて、患者に
取つては何の安心も出来ない譯である。

◎兎も角、外科の手術などなら、大學もよか
らうが、内臓病の絶えず手當を要する患者は
自宅で十分手の届くやうに手配をし、専門の
新智識ある博士を顧問醫とし、附近の信用あ
る醫師を主治醫とし、責任を持たせて、治療
するに如くはない。

醫院居附の醫員看護婦附添婦などには親切も
熱誠もあらうと思はれない。コチラに取つて
は、遙々醫院に伴れて行く位であるから、大
切の患者だが、醫院の方では一人の爲の醫院
でないから、死なうと生きようと、そんな事
には頓着がない。それで悪ければ直ぐにでも
退院しろと云つた有様である。

入院する以上は、自宅よりかも、さぞ萬事に
手が届くだらうと思つて行くのであるが、右
の次第で第一に醫院側と患者側との考が正反
對になつて来る。
故に醫院で世話も入らぬ、一列一隊の變化な
き患者は、半ば病院遊山といつたやうな考
で、入院するもよからうが、少し手當を要す
る患者は、飛んだ目に遣はされる。入院して
ゐながら、どん／＼手遅れになる。

◎醫院が五月三日に交付された死亡診断書は
二十六號である。四月一日が年度替りだから
三十三日間に實に二十六名の死亡者を出した
勘定になる。死亡者の中には、随分悲愴の經
験を嘗めた者もあるだらうと思ふ。

◎自分は從來患兒の爲、立派な博士や親切の
主治醫を招き、看護婦其他を雇ひ、自宅で十
分療養を加へ、効果を擧げて來たのだから、
入院して却つて、醫院とはこんな所かと思ふ
程非常の手不足や、不手廻りや不親切を感じ
た。例へ死ぬ運命の者としても、こんな不手
廻りの所で、病兒に不快と不安の念を抱かせ
ながら、手落だらけて死なしたとあつては、
親の不覺だ。況や元氣營養もよく言語動作も
自由にて、粥も肴も林檎も與へてよいと云ふ
程の患兒を、僅か三日半ばかりで死なすとは
何の事であらう。盡すべき手段方法を適當の
機に適當に盡して死んだのなら止むを得ぬが
◎まだ醫院の不都合の例は、病室が甚だしく
寒い。一體肺炎には、室内の温度を六十度以
上にして置かねばならぬのだが、曉方など五
十度以下にも下つてしまふ。是では必ず病氣

327
713

に降る。温めて貰ひたいと云へば、暖房は四月十五日限りだといふ、それでは火鉢に湯を沸かして温めて貰ひたいと云へば、火鉢は病室に入れさせぬ、殊に火は午後八時に消す規則だからそれもいけぬといふ。これでは病人を見殺しにするやうなもので、どこに入院した甲斐があらう。何が大學醫院であらう。

◎夜、林檎を煮て與へようと思へば火がないの儘、汁を搾つて與へようとするにも器具がない。牛乳も火がないから夜は温められない。醫院の賄は、古い支那玉子、古い魚で、病人には與へられない。昨年大學醫院の賄で、院内に多数の赤痢患者を出した例があるが尤もだと思ふ。こんな工合で、病人の食物は、悉く自分で調理せねばならぬのだ。

患者の爲めに回るのはない。斯う初めから知つておれば、自分も患兒をこゝへ連れて来るのではなかつたと後悔した。

大正四年五月二十六日印刷
大正四年五月二十六日印刷

東京市豊多摩郡渋谷町大字
東京市牛込區水道町二十五番地
印刷所 福山印刷製本所
東京市外濠谷伊達跡
發行所 渡邊 郎
電話 五八九四番

（無名氏）

327
713

大正四年五月二十六日印刷（無代領布）
東京府豊多摩郡渋谷町八字
下渋谷千八百三十二番地
著者 渡邊光風
發行人 渡邊光風
東京市牛込區水道町二十五番地
印刷者 福山印刷所
東京市牛込區水道町二十五番地
印刷所 福山印刷所
東京府渋谷伊達跡
發行所 渡邊光風
電話芝五八九四番

終

